

目次

告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

告 示

北海道教育委員会告示第51号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和5年10月18日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	田中孝賢	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
高等学校教諭1種免許状 (公民)	平28高1第186号	平成29年3月20日	北海道教育委員会	
高等学校教諭1種免許状 (福祉)	平28高1第187号			
失効年月日	令和5年9月28日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ア)該当			
氏名	太田誠人	本籍地	北海道	
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者	
幼稚園教諭1種免許状	平30幼1第129号	平成31年3月16日	北海道教育委員会	
小学校教諭1種免許状	平30小1第599号			
特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)	平30特支1第254号			
失効年月日	令和5年9月28日			
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ウ)該当			

